

特別養護老人ホームほくほくの里運営規程

この運営規程において、社会福祉法人松代福祉会が開設する特別養護老人ホームほくほくの里における介護老人福祉施設（以下「事業所」という。）の適切な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定める。

（事業所の目的）

第1条 要介護者に対し、適正な介護福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うものとする。

2 事業所は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するよう努めるものとする。

3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 特別養護老人ホームほくほくの里
- (2) 事業所の所在地 新潟県十日町市太平664番地4

（入所者の定員）

第4条 事業所の入所者の定員は、70人とする。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職員（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）

職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、職員に厚生労働省令で定められている運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 医師 1人以上（嘱託）

入所者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。

- (3) 生活相談員 1人以上（常勤）

入所者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

- (4) 看護職員 常勤換算3人以上

医師の診療補助及び医師の指示による入所者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。

- (5) 介護職員 看護職員との合計が利用者の数を3で除した数以上

入所者の介護、自立的な日常生活を営むために支援等の業務を行う。

- (6) 機能訓練指導員 1人以上（常勤）

入所者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

- (7) 栄養士 1人以上（常勤）

入所者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。

- (8) 介護支援専門員 1人以上（常勤、専従）

入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を分析し、適切な施設サービスが提供されるよう施設サービス計画の作成、計画の実施状況の把握及び評価を行うとともに、必要に応じて計画の変更を行う。

- 2 前項に定めるものの他、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

（施設サービスの内容）

第6条 施設サービスの内容は、入浴、排泄、食事等の介護、食事の提供、相談及び援助、生活上の便宜の提供、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話とし、サービスの提供に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 施設サービスは、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じ、その処遇を妥当、適切に行うものとする。
- (2) 施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- (3) 職員は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (4) 施設サービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (5) 事業所は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（利用料その他の費用の額）

第7条 施設サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、事業所が法定代理受領サービスを提供した際には、入所者から「介護保険負担割合証」に定める額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用

1日当たり1,445円

- (2) 居住に要する費用

法令に定める基準費用額とし、介護保険負担限度額認定証に定める負担限度額の支払いを受けるものとする。

- (3) 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
実費
- (4) 理容代
ア 理容 1回当たり 2,500円
- (5) 施設サービスで提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用
であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの。
- 3 前第1項及び第2項の費用の徴収に際しては、あらかじめ入所者又は家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第2項第1号及び第2号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとする。
- 4 第2項第1号及び第2号の額を変更するときは、あらかじめ、入所者又は家族に対して変更について、文書により説明し、同意を得るものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 事業所を利用する者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 事業所を利用する者は、事業所内において政治活動、宗教活動を行ってはならない。
- (2) 事業所を利用する者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。
- (3) 入所者は、この運営規程の定める所により、指導及び調査等に従わなければならない。
- (4) 入所者が外出、外泊をしようとするときは、あらかじめ外出、外泊届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
- (5) 入所者は、指定された居室を勝手に変更してはならない。
- (6) 入所者の所持金その他貴重品は自己管理を原則とするが、管理しがたい場合については、管理者に申し出て保管を依頼することができる。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、地域消防署等関係諸機関と協議を行い、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得た上で、年2回以上実施する等入所者の安全に対して万全を期すものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的

な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策の検討を適宜開催するとともに、その結果を職員に周知徹底すること。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、感染症・食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的に行うこと。
- (4) 感染症又は食中毒の発生が疑われる際に速やかな対応を行うための体制の整備、地域の医療機関との連携、有症者等の状況及び有症者等に講じた措置等の記録、必要に応じて市町村及び保健所の指示を求める等により、蔓延の防止に万全を期すこと。

また、日頃から職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者等の健康状態によっては入所者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、入所者及び職員に対して手洗いやうがいを行わせる等衛生教育の徹底を図ること。

(秘密の保持)

第12条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

(苦情等への対応)

第13条 事業所は、施設サービスに関する入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を入所者及び家族に文書により説明するものとする。

2 事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行うものとする。

3 事業所は、入所者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、苦情を申し立てた入所者に対していかなる差別的な扱いを行わない。

(地域との連携)

第14条 事業所は、地域住民又はボランティア団体との連携及び協力を行う等地域との交流を図るものとする。

2 事業所は、入所者からの苦情に関して市町村等が派遣する介護相談員を積極的に受け入れる等市町村との連携に努めるとともに、老人クラブ、婦人会その他住民の協力を得て市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は、施設サービスの提供による事故の発生又は再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事故発生防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合に、発生の事実及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 事業所は、事故が発生した場合には、速やかに市町村及び入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
- 4 事業所は、施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(職員の研修)

- 第16条 事業所は、第10条第2項第3号及び第14条第1項第3号に規定する研修の他、職員の質的向上を図るための研究、研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。
- 2 事業所は、職員の研修を次のとおり実施するものとする。
- (1) 採用時研修 採用後3か月以内に実施
 - (2) 継続研修 年1回以上実施

(緊急時等の対応)

- 第17条 事業所は、現にサービスの提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この運営規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、令和5年4月1日から施行する。